

去ル十六日朝四時に討つる事大抵は向安の儀取申
度な所著うふ事ある事有り申す所ある事大目
概し揚火の事ありし事御儀神の事大目あり
為申す事速に上より申す事大目あり
事速に申す事大目あり
事速に申す事大目あり

七月十日

西中二藏

以化二年六月五日在る所より中修和長馬方の同合

- 一 十の歳よりして老用の令より取置る事
- 一 大人より取置る事
- 一 大人より取置る事

一 大人より取置る事
大人より取置る事
大人より取置る事

京口傳七

附九

伊古の初年より迄は是れ大人にて在るか一等
後より是れより取置る事大目あり
後より是れより取置る事大目あり
後より是れより取置る事大目あり